

令和8年度水道施設工事に係る配管工の労務単価について

このことについて、令和8年3月2日付け国水水第410号国土交通省大臣官房上下水道審議官通知「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表について（通知）」及び令和8年3月5日付け薬第622号岐阜県健康福祉部薬務水道課長通知「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表について（通知）」に基づき、水道施設工事（建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類）に係る配管工の労務単価について、次のとおり周知します。

1 内容

水道施設工事に係る配管工の労務単価について、令和5年8月1日より「公共工事設計労務単価」に4%加算した額を使用しておりましたが、令和8年4月1日以降、4%加算しない額とします。

2 適用

この基準は、令和8年4月1日以降に設計する岐阜市上下水道事業部発注の水道施設工事に適用します。